

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人美光会定款第 8 条および第 21 条規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものとする。

### (定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

### (報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、定款第 8 条及び第 21 条に定めるとおり、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表 1 に定める額とする。
- (2) 非常勤役員については、別表 1 に定める額を支給する。理事長以外の常勤役員についても、同様の取扱いとする。
- (3) 評議員については、定款 8 条に定めるとおり、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に必要とされる費用を弁償する。

### (報酬等の支給方法)

第 5 条 理事長に対する報酬等の支給方法は、職員の支給方法に準ずる。

2. 非常勤役員及び理事長以外の常勤役員に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに本人に直接支払う。

### (公表)

第 6 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

1. 平成29年4月1日より施行する。
2. 平成16年4月1日制定の社会福祉法人美光会役員等の報酬及び旅費弁償に関する規程は、この規程の実施をもって廃止する。

別表1 (第3条関係)

1. 理事長の報酬

役職	役員報酬額
理事長	月額 150,000 円

2. 非常勤役員等及び理事長以外の常勤役員の報酬

	報酬
理事会等会議への出席	10,000 円
監事監査への出席	10,000 円

3. 費用弁償

	実費弁償費
評議員会への出席	5,000 円